

都心部地域における商業者等の交流の場づくり事業実施業務 委託仕様書

1 委託(予定)業務名

都心部地域における商業者等の交流の場づくり事業実施業務

2 事業の趣旨, 委託(予定)業務の目的

(1) 事業の趣旨

本市では平成25年度に、「京都市商業集積活性化会議」を開催し、本市都心部地域における商業の活性化について調査、検討を行い、会議から「京まちなかの活性化に向けた提案」を受けた。

提案の中の、まちなかエリアの活性化に向けた重点提案の一つである「商業者等の交流の場づくり」を受けて、平成26年度は、大学コンソーシアム京都の「未来の京都創造研究事業」の指定課題として、「都心部地域での商業者等の交流の場づくり」が採択され、「茶論案庵プロジェクト」と題して、ワークショップや交流会などを実施した。今後は、参加人数を増やすことや、自主的に交流会の運営に協力する継続的な参加者を発掘することが課題となっている。

平成27年度は、平成26年度の研究結果を踏まえて、引き続き交流の場づくりを行い、都心部地域の商業者等のネットワークを広げるとともに、交流の場を自主的に運営する参加者の掘り起こしを行う。

(2) 委託(予定)業務の目的

本委託(予定)業務は、上記の趣旨を十分に踏まえ、都心部の状況や課題を理解し、事業に協力的な商業者等を発掘し、自主的で活発な交流の場の継続的な開催を図ることにより、都心部地域の商業の活性化に寄与することを目的とする。

3 対象地域

四条・河原町・御池・烏丸通に囲まれた地域及びその周辺地域

※ 周辺地域とは、高辻通・先斗町(鴨川西岸)・二条通・室町通ぐらいまでを想定

4 業務の概要

(1) 交流会等の開催

都心部地域に関わる商業者や事業者等がつながり、対話する場を企画し、開催する。

(2) 交流会の継続的な参加者の発掘

都心部の現状や課題を理解し、今後、交流の場の開催に継続的に参加・協力する参加者を発掘し、ヒアリングを実施する。

5 委託(予定)業務内容

上記概要の事業を実施するため、次の業務を委託する。

(1) 都心部地域の商業者等の交流の場の企画及び開催

本市都心部地域に関わる事業者や事業者が交流を通じて課題を共有し、都心部地域の活性化に向けた活発な意見交換や具体的な取組が生まれるような交流会を開催し、都心部地域の事業者等のネットワーク形成を図る。

なお、交流の場の企画内容については、平成26年度に開催した「茶論案庵プロジェクト」を引き継いだ内容とし、継続性のあるものとする。こととする。（平成26年度の実施結果については、別添の「平成26年度未来の京都創造研究事業成果報告会・交流会資料」を参考にすること。）

交流会の開催回数…3～4回

交流会の内容…①都心部に関わる事業者等が幅広く参加し、交流する場

想定参加人数：30名

（参考：平成26年度「茶論案庵プロジェクト」の、「企てる。育てる。フューチャーセッション」）

②京都でものづくりをしている作り手が、売り手等と交流する場

想定参加人数：20名

（参考：平成26年度「茶論案庵プロジェクト」の、「交わる。起こす。フューチャーセッション」テーマ型1）

③特定のテーマを定め、テーマに沿った参加者が集まり、交流する場

想定参加人数：15名

（参考：平成26年度「茶論案庵プロジェクト」の、「交わる。起こす。フューチャーセッション」テーマ型2）

※想定参加人数は、あくまでも想定であるため、企画の内容によって変更可能である。

なお、事業の実施にあたっては、受託者は、交流会開催に係る経費（チラシ作成費用、当日資料作成及び印刷費用、参加案内にかかる経費、交流会で使用する消耗品費）を負担するものとする。

ただし、会場使用料、講師謝礼及びチラシの印刷費については本市で負担するものとする。

(2) 交流会の継続的な参加者の発掘

交流会に単発的に参加するのではなく、交流会の企画・運営に積極的に参加し、継続的に協力する都心部地域に関わる事業者や事業者等に対して、ヒアリングの実施や事業への協力を依頼する。

ヒアリング人数…30名程度

なお、実施にあたっては、受託者は、ヒアリングに係る経費（交通費等）を負担するものとする。

(3) 交流会等の結果報告書の作成・提出

(1) で開催した交流会の結果をまとめた報告書を作成し、本市に提出する。

(2) でヒアリングを実施した者について、ヒアリング実施日、ヒアリングの結果を一覧にした報告書を作成し、本市に提出する。

提出部数…紙媒体1部及び報告書のデータを収録したCD-R1枚

(4) 提案に当たっての特記事項

本事業の実施に当たっては、事業内容を平成26年度に実施した「茶論案庵プロジェクト」を引き継いだものとするため、本事業の委託先事業者は、事業の名称「茶論案庵」及びロゴマーク（下記参照）を使用できることとする。ただし、他の事業名を新たに提案することについては妨げない。



使用できるロゴマーク

6 委託業務の進行等

(1) スケジュール

以下のスケジュールを予定しているが、事業の内容によっては変更することがあり得る。

平成27年5月下旬	委託業者決定
平成27年5月下旬～6月	年間スケジュール及び交流会等の内容の決定
平成27年6月～平成28年3月	交流会等の実施

(2) 業務スケジュールの調整

受託者は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、本市に届け出て承認を得るものとする。

(3) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

7 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(3) 著作権の取扱

円滑な事業の実施, 成果の普及を図るため, この委託業務により生じた著作権については, 原則として本市に帰属させるものとする。

(4) 留意事項

受託者が, 上記各条件に違反した場合は, 本市が委託業務の一部又は全部を解除し, 委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。

本市は, 契約を解除した場合は, 損害賠償を求める場合がある。